

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年3月6日（平成27年（行個）諮問第37号）

答申日：平成28年6月13日（平成28年度（行個）答申第35号）

事件名：本人に対する労災補償給付の支給決定に関する調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書47に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成26年11月7日付け愛労発基1107第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本決定は、法14条1号、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、不開示とされている。しかし、以下の通り、本決定にかかる情報は開示されなければならない。

イ 法14条1号に該当しないこと

法の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであるから、その情報によって本人の権利利益を害するおそれはないのが原則である。法14条1号は、当該本人に関する保有個人情報を開示することによって、本人の生命、健康、生活又は財産に深刻な問題を引き起こす可

能性がある例外的な局面でのみ適用される。具体的には、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合等が想定されている（甲1（省略））。

本件では、本人たる審査請求人は、自身の診療内容につき熟知・理解しており、診療録が開示されることによって、病状等の悪化をもたらすことは予見できない。仮にそのような可能性のある情報があったとしても、審査請求人より先に代理人が内容を確認するため、同人の生命、健康、生活又は財産に深刻な問題を引き起こす事態にはなり得ない。よって、法14条1号には該当しない。

ウ 法14条2号、同条3号イ及びロについて

（ア）法14条3号イに該当しないこと

法14条3号イにいう「権利、競争上の地位その他正当な利益」とは、法的保護に値する権利一切、公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等、又は運営上の地位を意味する。また、同号イにいう「おそれ」は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる（甲1（省略））。

本件では、審査請求人の事業主たる特定会社Aの利益が問題とされているところ、同社が審査請求人から損害賠償請求や未払割増賃金支払請求を受けない利益というのは、上記正当な利益には該当しない。即ち、本決定に係る不開示部分を開示しても、同社の上記利益が害される蓋然性はない。よって、法14条3号イには該当しない。

（イ）仮に法14条2号、同条3号イおよびロに該当する場合でも「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」であれば、当該情報を開示しなければならない（法14条2号ロ、同条3号ただし書き）。具体的には、不開示にすることによって保護される開示請求者以外の者ないし法人等の権利利益と、開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない（甲1（省略））。

本件では、本決定に係る不開示部分は、審査請求人が労災

認定を受けた精神疾患に罹患した経緯に関する情報等を含んでおり、同人が事業主に対し労災に関する損害賠償請求をするにあたり、不可欠な情報を含んでいる。特に、就業規則、同施行細則、時間外労働・休日労働に関する協定届、1年単位の變形労働時間制に関する協定届、従業員勤務内規、休憩時間に関する協定書、覚書、事業主の証明ができない理由書は、他の手段によっても入手できない情報であるから、この情報の開示によって保護される審査請求人の財産の利益は極めて大きい。

よって、本決定にかかる情報は、不開示にすることによって保護される開示請求者以外の者ないし法人等の権利利益より、審査請求人の財産の利益を保護することの必要性が上回るため、開示されなければならない（法14条2号ロ、同条3号ただし書き）。

エ 法14条7号柱書きに該当しないこと

(ア) 法14条7号柱書きにいう「適正な遂行」は、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」といえるものであることが求められる。また同号柱書きにいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される（甲1（省略））。

(イ) 本件では、前述の通り、審査請求人が事業主に対し労災に関する責任追及をするという権利利益を保護する観点から、開示の必要性は大きい。他方、不開示部分の開示によって、労働基準監督機関が行う適正な遂行に、実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいえない。よって、本件は、同条7号柱書きには該当しない。

(2) 意見書1

ア 平成27年3月17日付け府情個第866号添付の理由説明書（平成27年（行個）諮問第37号）のうち、別表の2欄に掲げる情報について、原処分を維持して不開示としていること、失当である。

イ 原処分は、「全部開示」とする旨の決定に変更されるべきであり、その理由は、審査請求人が提出した平成26年12月8日付け審査請求書において主張したとおりである。

(3) 意見書2

平成28年5月20日付情個審第450号添付の補充理由説明書（平成27年（行個）諮問第37号）について、対象文書3, 25, 26, 31, 32, 34, 35及び38の不開示部分が法14条2号に該当するとして追加・修正されたことは失当である。

仮に、上記文書が法14条2号に該当するとしても、同文書は、審査請求人が労災認定を受けた精神疾患に罹患した経緯に関する情報等を含んでおり、同人が事業主に対し労災に関する損害賠償請求をするにあたり、不可欠な情報を含んでいる。よって、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」にあたるため、当該情報は開示されるべきである。（法14条2号ロ）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求人である開示請求者（以下「請求者」という。）は、平成26年9月9日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求者の労災請求について特定労働基準監督署が支給決定を行うに当たって作成した調査結果復命書等一式」に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成26年12月8日付け（同月9日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、法14条1号、2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求者が行った労災補償給付請求について、特定労働基準監督署長が支給の可否を判断するために要した資料一式である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条1号の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1

0の①の不開示部分は、請求者の診療録に記載された診断結果である。当該診断結果の開示については、請求者の主治医より、請求者の健康面及び治療上から開示することは好ましくないという意見があるため、請求者の生命及び健康を害するおそれがある情報であると判断し、当該情報は、法14条1号に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条2号の不開示情報

A 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、4の①、5、8、9、10の②、11、14の①、15の①、18の①、19の①、20の①、30の①、33、40の①、41の①及び44の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

B 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、4の②、14の②、15の②、18の②、19の②、41の②及び44の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号イの不開示情報

A 別表に記載した情報のうち、文書番号6、20の②及び30の②の不開示部分は、特定事業場の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場

の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

B 別表に記載した情報のうち、文書番号3, 21ないし26, 29, 31, 32, 34, 35, 37ないし39, 40の②及び43の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号3, 21ないし26, 29, 31, 32, 34, 35, 37ないし39, 40の②及び43の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報については、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、当該情報は、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(オ) 法14条7号柱書きの不開示情報

A 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②, 4の②, 14の②, 15の②, 18の②, 19の②, 41の②及び44の②の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容である。これらの聴取内容が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることについては上記(イ)Bで既に述べたところである。

これらの情報を開示することにより、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的

申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

B 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3, 21ないし26, 29, 31, 32, 34, 35, 37ないし39, 40の②及び43の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることについては上記(ウ)Bで既に述べたところである。

これらの情報は守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報が開示された場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条1号, 2号, 3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年3月6日付け厚生労働省発

基0306第4号により諮問した平成27年（行個）諮問第37号に係る諮問書理由説明書及び同理由説明書別表について以下のとおり、補充・修正等を行う。

(1) 法14条2号

対象文書3, 25, 26, 31, 32, 34及び38の不開示部分については、審査請求人以外の氏名、印影など、個人に関する情報であって請求者以外の特定個人を識別することができるものであり、法14条2号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表のうち、文書番号3, 25, 26, 31, 32, 34及び38に係る部分について、以下の表のとおり追加・修正する。

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法第14条該当号				
			1号	2号	3号イ	3号ロ	7号
3	出勤簿等	1頁ないし6頁の不開示部分の全て（「氏名」欄を除く。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	時間外労働・休日労働に関する協定届等①	不開示部分の全て		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	時間外労働・休日労働に関する協定届等②	不開示部分の全て		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31	社員シフト表等①	不開示部分の全て（労働者氏名欄を除く。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	出勤捺印票兼時間外勤務票等①	不開示部分の全て（労働者氏名欄を除く。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	出勤捺印票兼時間外勤務票等②	不開示部分の全て（労働者氏名欄を除く。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	社員シフト表等②	不開示部分の全て（労働者氏名欄を除く。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38	営業日報	不開示部分の全て		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

8							
---	--	--	--	--	--	--	--

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同年4月2日 審査請求人より意見書1を收受
- ⑤ 平成28年5月10日 委員の交代に伴う所要の手続の実施並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月19日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月26日 審査請求人より意見書2を收受
- ⑧ 同年6月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定個人の労働者災害補償保険（特定労働保険番号）について、名古屋西労働基準監督署長により支給決定された療養補償給付、休業補償給付・同特別支給金給付に関し、医師の診断書・意見書等、事業主等から聴取した聴取書、調査結果復命書、その他上記請求者の労災保険給付決定を行うにあたり取寄、受理、ないし作成した関係書類一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書47に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条1号、2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の2欄に掲げる部分については、法14条1号、2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書1(精神障害の業務起因性判断のための調査復命書)の①, 文書4(業務歴, 傷病歴等の時系列表)の①, 文書5(療養補償給付たる療養の費用請求書等), 文書8(医師意見書①), 文書9(医師意見書②), 文書10(医師意見書③)の②, 文書11(医師意見書④), 文書14(聴取書②)の①, 文書15(聴取書③)の①, 文書18(聴取書④)の①, 文書19(聴取書⑤)の①, 文書20(事業場概要等①)の①, 文書30(健康診断個人票等)の①, 文書33(出勤簿), 文書40(警備操作履歴等)の①, 文書41(電話照会等処理票②)の①及び文書44(実地調査復命書等)の①の不開示部分について

ア 当該部分は, 審査請求人以外の第三者の立場, 氏名(氏のみの場合を含む。), 住所, 職業, 役職, 生年月日, 年齢, 署名及び印影であり, それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当する。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ, 審査請求人は, 本件開示請求前に名古屋西労働基準監督署長による労災保険給付の決定内容を不服として, 愛知労働者災害補償保険審査官(以下「労災保険審査官」という。)に対し, 労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起し, 本件諮問の前に, 上記労災保険給付に係る審査請求事件について労災保険審査官による決定がなされ, 審査請求人に対して, 既に当該決定書(以下「決定書」という。)の送付がなされているとのことであった。そこで, 諮問庁から決定書の提出を受け, 本件対象保有個人情報と照合したところ, 当該部分のうち, 文書1の2頁の全て, 3頁「具体的出来事」欄の13行目3文字目及び4文字目, 14行目23文字目及び24文字目, 24行目29文字目及び30文字目, 30行目29文字目及び30文字目, 34文字目及び35文字目, 5頁の全て, 8頁「調査結果」欄の47行目, 9頁「調査結果」欄の9行目, 25行目, 37行目, 43行目, 10頁「認定事実」欄の6行目24文字目及び25文字目, 7行目27文字目及び28文字目, 14行目29文字目及び30文字目, 18行目50文字目及び51文字目, 19行目1文字目及び2文字目, 文書18の1頁「職業」, 「氏名」及び「生年月日」欄の記載, 文書19の1頁の「住所」, 「職業」, 「氏名」及び「生年月日」欄の記載については, 決定書に

において既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同記載内容から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

ウ 文書1の3頁「具体的出来事」欄の18行目36文字目及び37文字目、19行目2文字目、10頁「認定事実」欄の10行目36文字目、37文字目及び39文字目、18頁の全て並びに文書9の1頁の医師の署名及び印影については、原処分で既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

エ 文書5の社会保険労務士の印影、文書30の健康診断個人票等の医師の印影及び文書33の出勤簿の印影については、審査請求人が承知している情報と認められることから、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

オ その余の部分については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書1（精神障害の業務起因性判断のための調査復命書）の②、文書4（業務歴、傷病歴等の時系列表）の②、文書14（聴取書②）の②、文書15（聴取書③）の②、文書18（聴取書④）の②、文書19（聴取書⑤）の②、文書41（電話照会等処理票②）の②及び文書44（実地調査復命書等）の②の不開示部分について

ア 当該部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の第三者から聴取した内容である。

イ 当該部分のうち、文書1の9頁「調査結果」欄の40行目最終文字ないし41行目8文字目、文書14の1頁本文3行目及び4行目、文書18の1頁本文1行目及び2行目並びに文書19の1頁本文1行目及び2行目、3頁6行目26文字目ないし

3 4 文字目については、審査請求人が承知している情報と認められ、法 1 4 条 2 号ただし書イに該当する。また、これを開示しても、労働基準監督署の行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条 7 号柱書きに該当しない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号ただし書イに該当し、同条 7 号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ウ その余の部分については、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書 3 (出勤簿等)、文書 3 1 (社員シフト表等①)、文書 3 2 (出勤捺印票兼時間外勤務票等①)、文書 3 4 (出勤捺印票兼時間外勤務票等②) 及び文書 3 5 (社員シフト表等②) の不開示部分について

ア 当該部分は、審査請求人及び同僚の勤務状況及び勤務シフトである。

イ 当該部分のうち、文書 3 の 2 頁、4 頁及び 6 頁並びに文書 3 1 の全て (6 頁、7 頁、1 5 頁、2 3 頁、2 4 頁及び 2 5 頁を除く。) については、審査請求人の勤務シフトも含まれたシフト表であり、審査請求人も知り得る内容であることから、法 1 4 条 2 号ただし書イに該当する。また、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ同様の理由により、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号、3 号イ及びロ並び

に7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ その余の部分については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書6（休職者及び割増賃金請求に関する通知書への回答書）、文書20（事業場概要等①）の②及び文書30（健康診断個人票等）の②の不開示部分について

当該部分は、特定事業場の印影である。

当該印影については、審査請求人宛ての文書に押印されたものと同一のものであり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

(5) 別表に掲げる文書10（医師意見書③）の①の不開示部分について

当該部分については、諮問庁の理由説明書によると、審査請求人の主治医より、「本人の健康面及び治療上から開示することは好ましくない」という意見が出されている。

一方、審査請求人の代理人は審査請求書において、「審査請求人は、自身の診療内容について熟知・理解している」と主張するが、具体的にどのような診療内容について熟知・理解しているかは示されていない。このため、当該部分を開示すると「主治医と患者との信頼関係にも悪影響を与えて、今後の治療に支障を来すこととなる可能性がある」との諮問庁の説明は否定できない。

したがって、当該部分は、審査請求人の生命又は健康を害するおそれがある情報であると認められ、法14条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書21（事業場組織図）、文書22（就業規則）、文書23（就業規則施行細則（勤務規程））、文書24（就業規則施行細則（賃金規程））、文書29（査定表等）、文書37（事業

場平面図), 文書 39 (営業月報), 文書 40 (警備操作履歴等) の②及び文書 43 (事業場からの意見書) の不開示部分について
ア 当該部分は, 労働基準監督署の調査担当官からの求めに応じて, 特定事業場から提出された資料であり, 特定事業場の内部管理情報であると認められる。

イ 当該部分のうち, 文書 22, 文書 23 及び文書 24 の不開示部分については, 就業規則 (施行細則を含む。) であり, 労働基準法 106 条 1 項により, 使用者には労働者に対して就業規則の周知義務が課せられていることから, 審査請求人が慣行として知ることができ又は知ることが予定されている情報であり, これを開示しても, 当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ, 労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず, かつ同様の理由により, 審査請求人に開示しないという条件を付することが, 当該情報の性質, 当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

ウ その余の部分については, 当該事業場の人事管理, 売上げ等に関する情報及び事業場の見解であり, いずれも当該事業場が一般に公にしていない内部管理情報であり, これらを開示すると当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 3 号イに該当し, 同号ロ及び同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(7) 別表に掲げる文書 25 (時間外労働・休日労働に関する協定届等①) 及び文書 26 (時間外労働・休日労働に関する協定届等②) の不開示部分について

ア 時間外労働・休日労働に関する協定届並びに 1 年単位の変形労働時間制に関する協定届及び別紙の不開示部分について

(ア) 当該部分のうち, 労働者の過半数を代表する者の署名及び印影並びに使用者の署名及び印影については, それぞれ一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、署名及び印影については、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報として意味を有していると言うべきであり、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影について開示する慣行があると認めることはできず、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分については、特定の個人を識別することができず、かつこれを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、当該部分は、使用者に労働者に対する周知義務が課せられていることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 当該部分のうち、文書25の5頁及び文書26の5頁の審査請求人以外の第三者のシフト表は、上記(3)ウと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表に掲げる文書38(営業日報)の不開示部分について

当該部分は、特定事業場の売上げに関する情報であり、当該事業場が一般に公にしていない内部管理情報であり、これらを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条1号、2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号、2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別 表

文書 番号	1 対象文書 名	2 不開示を維持する 部分	3 不開示情報 法 14 条 該当号					4 開示すべき部分
			1 号	2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号	
1	精神障害の 業務起因性 判断のため の調査復命 書	① 2 頁不開示部分の全 て 3 頁「具体的出来 事」欄の 1 3 行目 3 文字目及び 4 文字 目, 1 4 行目 2 3 文 字目及び 2 4 文字 目, 1 8 行目 3 6 文 字目及び 3 7 文字 目, 1 9 行目 2 文字 目, 2 4 行目 2 9 文 字目及び 3 0 文字 目, 3 0 行目 2 9 文 字目及び 3 0 文字 目, 3 4 文字目及び 3 5 文字目 5 頁不開示部分の全 て 6 頁「調査結果」欄 の 7 行目, 3 1 行目 7 頁「調査結果」欄 の 2 行目, 1 3 行目 8 頁「調査結果」欄 の 7 行目, 1 1 行 目, 1 8 行目, 2 3 行目, 3 1 行目, 3 6 行目, 4 7 行目 9 頁「調査結果」欄		○				<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁の全て ・ 3 頁「具体的出来事」欄の 1 3 行目 3 文字目及び 4 文字目, 1 4 行目 2 3 文字目及び 2 4 文字目, 1 8 行目 3 6 文字目及び 3 7 文字目, 1 9 行目 2 文字目, 2 4 行目 2 9 文字目及び 3 0 文字目, 3 0 行目 2 9 文字目及び 3 0 文字目, 3 4 文字目及び 3 5 文字目 ・ 5 頁の全て ・ 8 頁「調査結果」欄の 4 7 行目 ・ 9 頁「調査結果」欄の 9 行目, 2 5 行目, 3 7 行目, 4 3 行目 1 0 頁「認定事実」欄の 6 行目 2 4 文字目及び 2 5 文字目, 7 行目 2 7 文字目及び 2 8 文字目, 1 0 行目

		<p>の 9 行目, 2 5 行目, 3 2 行目, 3 7 行目, 4 3 行目</p> <p>1 0 頁「調査結果」欄の 2 行目, 1 2 行目, 2 5 行目, 「認定事実」欄の 6 行目 2 4 文字目及び 2 5 文字目, 7 行目 2 7 文字目及び 2 8 文字目, 1 0 行目 3 6 文字目及び 3 7 文字目, 3 9 文字目, 1 4 行目 2 9 文字目及び 3 0 文字目, 1 8 行目 5 0 文字目及び 5 1 文字目, 1 9 行目 1 文字目及び 2 文字目</p> <p>1 1 頁「調査結果」欄の 4 行目, 1 4 行目</p> <p>1 8 頁不開示部分の全て</p>					<p>3 6 文字目及び 3 7 文字目, 3 9 文字目, 1 4 行目 2 9 文字目及び 3 0 文字目, 1 8 行目 5 0 文字目及び 5 1 文字目, 1 9 行目 1 文字目及び 2 文字目</p> <p>・ 1 8 頁の全て</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

		<p>②</p> <p>3 頁「具体的出来事」欄の1 3 行目7 文字目ないし1 4 行目1 0 文字目, 2 7 文字目ないし1 6 行目3 2 文字目</p> <p>6 頁「調査結果」欄の4 行目ないし6 行目, 2 8 行目ないし3 0 行目, 3 2 行目ないし最終行</p> <p>7 頁「調査結果」欄の1 行目, 3 行目ないし1 2 行目</p> <p>8 頁「調査結果」欄の1 行目ないし6 行目, 8 行目ないし1 0 行目, 1 2 行目ないし1 7 行目, 1 9 行目ないし2 3 行目3 文字目, 2 4 行目ないし3 0 行目, 3 2 行目ないし3 6 行目4 文字目</p> <p>9 頁「調査結果」欄の2 行目最終文字ないし3 行目1 6 文字目, 2 6 行目ないし3 1 行目, 4 0 行目最終文字ないし4 1 行目8 文字目, 4 4 行目ないし最終行</p> <p>1 0 頁「調査結果」欄の1 行目, 3 行目ないし1 1 行目, 1</p>		○		○	<p>9 頁「調査結果」欄の4 0 行目最終文字ないし4 1 行目8 文字目</p>
--	--	--	--	---	--	---	--

		3行目ないし24行目, 「認定事実」欄の6行目28文字目ないし7行目14文字目, 31文字目ないし9行目2文字目 11頁「調査結果」欄の1行目ないし3行目, 5行目ないし13行目						
2	賃金台帳	なし						—
3	出勤簿等	1頁ないし6頁の不開示部分の全て(「氏名」欄を除く。)		○	○	○	○	2頁, 4頁及び6頁の全て
4	業務歴, 傷病歴等の時系列表	① 1頁「主訴及び証言関係等」欄の5行目3文字目ないし最終文字, 10行目, 15行目, 19行目, 21行目8文字目ないし最終文字, 30行目5文字目ないし最終文字 2頁「主訴及び証言関係等」欄の22行目, 26行目, 34行目, 41行目		○				なし

		② 1 頁「主訴及び証言 関係等」欄の 4 行目 ないし 5 行目 2 文字 目, 9 行目, 1 3 行 目及び 1 4 行目, 1 8 行目, 2 0 行目な いし 2 1 行目 7 文字 目, 2 2 行目ないし 3 0 行目 4 文字目 2 頁「主訴及び証言 関係等」欄の 1 5 行 目ないし 2 1 行目, 2 3 行目ないし 2 5 行目, 3 1 行目ない し 3 3 行目, 3 8 行 目ないし 4 0 行目		○			○	なし
5	療養補償給 付たる療養 の費用請求 書等	2 頁社会保険労務士 の印影		○				全て
6	退職者及び 割増賃金請 求に関する 通知書への 回答書	2 頁及び 3 頁事業場 の印影			○			全て
7	退職者及び 割増賃金請 求に関する 通知書	なし						—
8	医師意見書 ①	医師の署名及び印影		○				なし
9	医師意見書 ②	1 頁医師の署名及び 印影		○				全て

1 0	医師意見書 ③	① 7 頁及び 8 頁「症状経過・治療経過・検査結果・処方内容」欄の 1 0 行目	○					なし
		② 1 頁医師の署名及び印影		○				なし
1 1	医師意見書 ④	1 頁医師の署名及び印影		○				なし
1 2	健康保険診療状況について	なし						—
1 3	聴取書①	なし						—
1 4	聴取書②	① 被聴取者の署名及び印影		○				なし
		② 1 頁本文 3 行目ないし最終行（項番除く。） 2 頁不開示部分の全て 3 頁 1 行目， 3 行目 1 8 文字目ないし 4 行目 2 4 文字目， 7 行目ないし 1 1 行目（項番除く。）， 1 6 行目 1 3 文字目ないし 1 6 文字目， 2 0 行目ないし最終行（項番除く。） 4 頁， 5 頁不開示部分の全て 6 頁 1 行目ないし 1		○		○	1 頁本文 3 行目及び 4 行目	

		0 行目 2 文字目（項番除く。） 7 頁ないし 1 8 頁不開示部分の全て						
1 5	聴取書③	① 1 頁「住所」, 「職業」, 「氏名」, 「生年月日」欄の記載 4 頁被聴取者の署名及び印影		○				なし
		② 1 頁本文 1 行目ないし最終行（項番除く。） 2 頁, 3 頁不開示部分の全て 4 頁 1 行目ないし 1 9 行目（項番除く。）		○		○		なし
1 6	申立書等	なし						—
1 7	電話照会等 処理票①	なし						—
1 8	聴取書④	① 1 頁「住所」, 「職業」, 「氏名」, 「生年月日」欄の記載, 4 頁 3 行目 3 1 文字目ないし 3 4 文字目 1 3 頁被聴取者の署名及び印影		○				1 頁「職業」, 「氏名」及び「生年月日」欄の記載

	<p>②</p> <p>1 頁本文 1 行目なし最終行（項番除く。）</p> <p>2 頁不開示部分の全て</p> <p>3 頁 1 行目なしし 1 7 行目（項番除く。）， 1 8 行目 3 1 文字目なしし 2 0 行目 2 5 文字目（項番除く。）， 2 1 行目最終文字なしし 2 2 行目 1 8 文字目， 2 3 行目 1 4 文字目なしし最終文字</p> <p>4 頁 1 行目， 4 行目 1 5 文字目なしし 5 行目 1 8 文字目， 1 1 行目なしし最終行（項番除く。）</p> <p>5 頁 1 行目なしし 6 行目， 8 行目 3 2 文字目なしし 1 0 行目 2 2 文字目， 1 1 行目 2 7 文字目なしし 1 3 行目， 1 6 行目 3 1 文字目なしし 1 7 行目</p> <p>6 頁 6 行目なしし最終行（項番除く。）</p> <p>7 頁 1 行目なしし 1 6 行目（項番除く。）， 1 8 行目最終文字なしし 1 9 行目 2 2 文字目</p>	○			○	1 頁本文 1 行目及び 2 行目
--	---	---	--	--	---	-------------------

		<p>8 頁 1 2 行目ないし 1 5 行目（項番除く。）， 2 1 行目ないし 2 3 行目（項番除く。） 9 頁ないし 1 2 頁不 開示部分の全て 1 3 頁 1 行目</p>					
1 9	聴取書⑤	<p>① 1 頁「住所」，「職 業」，「氏名」，「生年 月日」欄の記載 6 頁被聴取者の署名 及び印影</p>		○			1 頁「住所」，「職 業」，「氏名」及び 「生年月日」欄の 記載
		<p>② 1 頁本文 1 行目ない し最終行（項番除 く。） 2 頁不開示部分の全 て 3 頁 1 行目ないし 4 行目（項番除く。）， 6 行目 2 6 文字目な いし 3 4 文字目， 7 行目最終文字ないし 1 8 行目（項番除 く。）， 2 1 行目 2 4 文字目ないし最終行 4 頁 2 行目 1 8 文字 目ないし 4 行目 1 5 文字目， 6 行目ない し 1 4 行目 2 1 文字 目（項番除く。）， 2 0 行目 7 文字目ない し 2 2 行目 2 文字目 5 頁 1 行目及び 2 行</p>		○		○	1 頁本文 1 行目及 び 2 行目 3 頁 6 行目 2 6 文 字目ないし 3 4 文 字目

		目（項番除く。）， 6 行目ないし最終行 （項番除く。） 6頁1行目ないし2 0行目（項番除 く。）						
2 0	事業場概要 等①	① 1頁最終行21文字 目ないし27文字目		○				なし
		② 事業場の印影			○			全て
2 1	事業場組織 図	1頁「男性社員」， 「女性社員」，「男性 パート」，「女性パー ト」，「合計」欄の記 載			○	○	○	なし
2 2	就業規則	不開示部分の全て			○	○	○	全て
2 3	就業規則施 行細則（勤 務規程）	不開示部分の全て			○	○	○	全て
2 4	就業規則施 行細則（賃 金規程）	不開示部分の全て			○	○	○	全て
2 5	時間外労 働・休日労 働に関する 協定届等①	不開示部分の全て		○	○	○	○	全て（労働者の過 半数を代表する者 の署名，印影及び 使用者の署名，印 影並びに5頁を除 く。）
2 6	時間外労 働・休日労 働に関する 協定届等②	不開示部分の全て		○	○	○	○	全て（労働者の過 半数を代表する者 の署名，印影及び 使用者の署名，印 影並びに5頁を除

									く。)
27	勤務内規等	なし							—
28	履歴書等	なし							—
29	査定表等	不開示部分の全て			○	○	○		なし
30	健康診断個人票等	① 医師の印影		○					全て
		② 事業場の印影			○				全て
31	社員シフト表等①	不開示部分の全て (労働者氏名欄を除く。)		○	○	○	○		全て(6頁, 7頁, 15頁, 23頁, 24頁, 25頁を除く。)
32	出勤捺印票兼時間外勤務票等①	不開示部分の全て (労働者氏名欄を除く。)		○	○	○	○		なし
33	出勤簿	不開示部分の全て		○					全て
34	出勤捺印票兼時間外勤務票等②	不開示部分の全て (労働者氏名欄を除く。)		○	○	○	○		なし
35	社員シフト表等②	不開示部分の全て (労働者氏名欄を除く。)		○	○	○	○		なし
36	事業場概要等②	なし							—
37	事業場平面図	不開示部分の全て			○	○	○		なし
38	営業日報	不開示部分の全て		○	○	○	○		なし
39	営業月報	不開示部分の全て			○	○	○		なし
40	警備操作履歴等	① 1頁不開示部分の全て		○					なし

		② 2 頁及び 3 頁不開示 部分の全て			○	○	○	なし
4 1	電話照会等 処理票②	① 相手方氏名		○				なし
		② 「照会内容等」欄の 5 行目ないし最終行		○			○	なし
4 2	診断書等	なし						—
4 3	事業場から の意見書	不開示部分の全て			○	○	○	なし
4 4	実地調査復 命書等	① 1 頁「面接者」欄の 氏名及び役職, 「1 事案の概要」欄の 2 行目 2 文字目ないし 8 文字目, 1 1 文字 目ないし 1 6 文字目 2 頁最終行 2 7 文字 目ないし最終文字		○				なし
		② 1 頁「2 確認内 容」欄の 1 行目ない し最終行 2 頁 1 行目ないし 1 8 行目		○			○	なし
4 5	事業場組織 図等	なし						—
4 6	業務上外認 定に伴う資 料の提出に ついて	なし						—
4 7	精神障害に 係る協議事	なし						—

	案に関する 結果の通知 について							
--	------------------------	--	--	--	--	--	--	--